

呉市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表 （修正箇所一覧表）

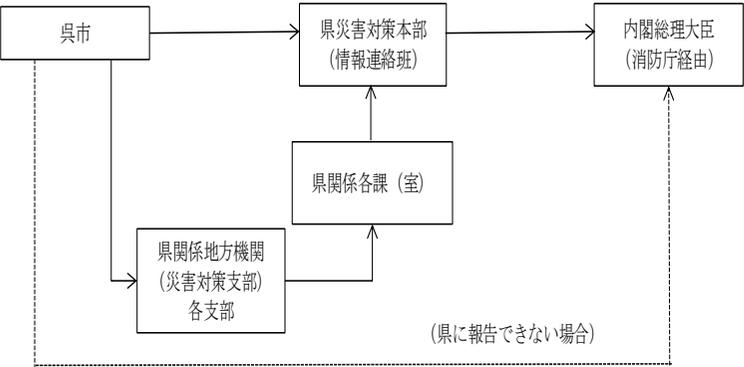
※修正部分は、下線で示しています。

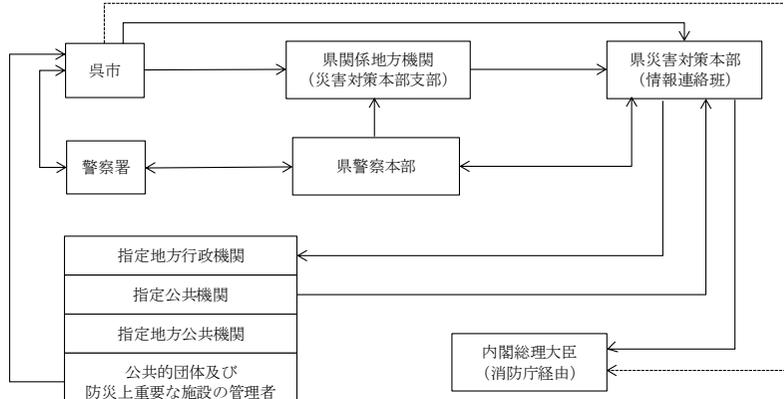
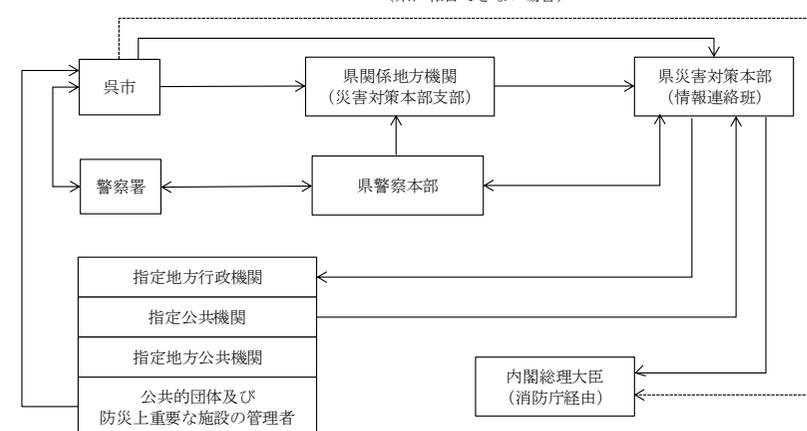
修正理由については、次のとおりとし、新旧対照表には番号で記載しています。

- ① 「防災基本計画」の改正による修正
「広島県地域防災計画」及び「広島県水防計画」の見直しによる整合性を図るための修正
- ② 国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が「避難勧告等に関するガイドライン」に名称変更され、「避難準備情報」⇒「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」⇒「避難指示（緊急）」に名称変更されたことによる修正
- ③ 統計データの修正や文言整理等に伴う修正

ページ	現 行	改正案	変更理由																				
P 2 6 2	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 被害想定</p> <p>広島県は、平成 7 年度及び平成 8 年度に実施した「広島県地震被害想定調査」をベースとし、社会的条件の変化や兵庫県南部地震後の学術的知見、平成 13 年の「芸予地震」の実際のデータなども踏まえ、平成 19 年度に県内で発生する地震被害を想定し直した。</p> <p>さらに、平成 23 年 3 月の「東日本大震災」を踏まえた最新の科学的見地に基づき、地震被害想定を見直した。</p> <p>その報告書によると、呉市に影響を及ぼすとされる地震については、すでに明らかとなっている断層等を震源とする南海トラフ地震を含む 11 の地震及び市役所直下を震源とする地震である。</p> <p><u>【参考】(新規)</u></p> <p><u>活断層の長期評価結果の概要 (新規)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 被害想定</p> <p>広島県は、平成 7 年度及び平成 8 年度に実施した「広島県地震被害想定調査」をベースとし、社会的条件の変化や兵庫県南部地震後の学術的知見、平成 13 年の「芸予地震」の実際のデータなども踏まえ、平成 19 年度に県内で発生する地震被害を想定し直した。</p> <p>さらに、平成 23 年 3 月の「東日本大震災」を踏まえた最新の科学的見地に基づき、地震被害想定を見直した。</p> <p>その報告書によると、呉市に影響を及ぼすとされる地震については、すでに明らかとなっている断層等を震源とする南海トラフ地震を含む 11 の地震及び市役所直下を震源とする地震である。</p> <p><u>【参考】</u></p> <p><u>中国地域の活断層の長期評価結果について</u></p> <p><u>文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、マグニチュード 6.8 以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価 (第一版)」として平成 28 年 7 月 1 日に公表した。</u></p> <p><u>この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原-芳井断層」,「宇津戸断層」,「安田断層」,「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の五つの活断層が新たに評価対象として加えられた。なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成 29 年 2 月 21 日に「長者ヶ原-芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。(既に地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原-芳井断層」は除く。)</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1225 2002 1449"> <thead> <tr> <th><u>想定地震</u></th> <th><u>マグニチュード</u></th> <th><u>地震タイプ</u></th> <th><u>今後 30 年以内の発生確率</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>宇津戸断層</u></td> <td><u>6.7</u></td> <td><u>地殻内</u></td> <td><u>不明</u></td> </tr> <tr> <td><u>安田断層</u></td> <td><u>6.0</u></td> <td><u>地殻内</u></td> <td><u>不明</u></td> </tr> <tr> <td><u>筒賀断層</u></td> <td><u>7.8</u></td> <td><u>地殻内</u></td> <td><u>不明</u></td> </tr> <tr> <td><u>黒瀬断層</u></td> <td><u>6.0</u></td> <td><u>地殻内</u></td> <td><u>不明</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>想定地震</u>	<u>マグニチュード</u>	<u>地震タイプ</u>	<u>今後 30 年以内の発生確率</u>	<u>宇津戸断層</u>	<u>6.7</u>	<u>地殻内</u>	<u>不明</u>	<u>安田断層</u>	<u>6.0</u>	<u>地殻内</u>	<u>不明</u>	<u>筒賀断層</u>	<u>7.8</u>	<u>地殻内</u>	<u>不明</u>	<u>黒瀬断層</u>	<u>6.0</u>	<u>地殻内</u>	<u>不明</u>	<p>①</p> <p>①</p>
<u>想定地震</u>	<u>マグニチュード</u>	<u>地震タイプ</u>	<u>今後 30 年以内の発生確率</u>																				
<u>宇津戸断層</u>	<u>6.7</u>	<u>地殻内</u>	<u>不明</u>																				
<u>安田断層</u>	<u>6.0</u>	<u>地殻内</u>	<u>不明</u>																				
<u>筒賀断層</u>	<u>7.8</u>	<u>地殻内</u>	<u>不明</u>																				
<u>黒瀬断層</u>	<u>6.0</u>	<u>地殻内</u>	<u>不明</u>																				

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 2 7 8	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 組織・動員計画</p> <p>(略)</p> <p>第 3 災害対策本部設置以降の体制（非常体制）</p> <p>(略)</p> <p>8 災害対策本部の組織及び運営</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害対策本部の組織及び分掌事務 災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>表 (略)</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 災害情報、通信連絡計画</p> <p>(略)</p> <p>第 3 被害情報等の収集及び伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害の調査・報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査実施者 ア (略)</p> <p>イ 被害調査は、財務部（財務対策部）を担当部局とし、各部局（各対策部）は、自らの分掌事務に係る被害状況の調査を実施し、<u>次の要領</u>により被害状況を逐次、災害警戒本部又は災害対策本部の事務局へ報告する。</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 組織・動員計画</p> <p>(略)</p> <p>第 3 災害対策本部設置以降の体制（非常体制）</p> <p>(略)</p> <p>8 災害対策本部の組織及び運営</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害対策本部の組織及び分掌事務 災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>表 別紙 1 のとおり</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 災害情報、通信連絡計画</p> <p>(略)</p> <p>第 3 被害情報等の収集及び伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害の調査・報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査実施者 ア (略)</p> <p>イ 被害調査は、財務部（財務対策部）を担当部局とし、各部局（各対策部）は、自らの分掌事務に係る被害状況の調査を実施し、<u>呉市防災情報システム等</u>により被害状況を逐次、災害警戒本部又は災害対策本部の事務局へ報告する。</p>	③
P 3 1 1	<p>(略)</p> <p>(4) 報告 ア 警戒本部設置時の報告 (ア) 警戒本部への報告 部局等の長は、把握した情報を<u>次の要領</u>により迅速に危機管理課長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 対策本部設置時の報告 (ア) 災害対策本部への報告 各対策部は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、警戒本部設置時の報告事項と併せ、<u>次の要領</u>により把握した範囲内で迅速に本部長に報告</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 報告 ア 警戒本部設置時の報告 (ア) 警戒本部への報告 部局等の長は、把握した情報を<u>呉市防災情報システム等</u>により迅速に危機管理課長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 対策本部設置時の報告 (ア) 災害対策本部への報告 各対策部は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、警戒本部設置時の報告事項と併せ、<u>呉市防災情報システム等</u>により把握した範囲内で迅速に本部長に報告</p>	③
P 3 1 2	<p>(略)</p> <p>(4) 報告 ア 警戒本部設置時の報告 (ア) 警戒本部への報告 部局等の長は、把握した情報を<u>次の要領</u>により迅速に危機管理課長に報告する。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 報告 ア 警戒本部設置時の報告 (ア) 警戒本部への報告 部局等の長は、把握した情報を<u>呉市防災情報システム等</u>により迅速に危機管理課長に報告する。</p>	③
P 3 1 2	<p>(略)</p> <p>イ 対策本部設置時の報告 (ア) 災害対策本部への報告 各対策部は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、警戒本部設置時の報告事項と併せ、<u>次の要領</u>により把握した範囲内で迅速に本部長に報告</p>	<p>(略)</p> <p>イ 対策本部設置時の報告 (ア) 災害対策本部への報告 各対策部は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、警戒本部設置時の報告事項と併せ、<u>呉市防災情報システム等</u>により把握した範囲内で迅速に本部長に報告</p>	③

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 3 1 2	<p>するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 県への報告及び通報</p> <p><u>a 本部長は、<u>災対法第53条第1項及びその他の法令の規定に基づき、県に対し災害発生状況及び規模を速やかに連絡するとともに、次のとおり被害の状況を報告する。</u></u></p> <p><u>災害発生報告は、原則として様式2による。</u></p> <p>【被害状況の報告等】</p> <p><u>人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物等（家屋、土地及びこれら以外の物）の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。</u></p> <p><u>なお、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</u></p> <p><u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。</u></p> <p><u>b 市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とし、県と連絡ができるようになった後の報告については、県に対して行う。</u></p>	<p>するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 県への報告及び通報</p> <p><u>災害が発生した場合は、<u>応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害情報報告を行う。</u></u></p> <p><u>市からの報告は、原則として、<u>広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）</u>を利用して行う。</u></p> <p><u>また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。</u></p> <p><u>ただし、県に報告できない場合にあつては、<u>直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。</u>なお、消防庁が定める「<u>火災・災害等即報要領</u>」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。</u></p> <p><u>市は、必要に応じて収集した被害現場の画像情報について官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</u></p> <p><u>a 災害発生報告</u></p> <p><u>災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。</u></p> <p><u>(a) 伝達経路</u></p> <p><u>災害発生の報告及び通報は、次の経路で行う。</u></p> 	①, ③

ページ	現 行	改正案	変更理由
	<p style="text-align: center;">(県に報告できない場合)</p>  <p>※ 災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。</p> <p>表 (略)</p> <p>c 市及び消防局が、災害による人の被害について情報を入手した場合は、<u>広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表 (略)</p> <p>(b) <u>災害発生報告の様式</u> 災害発生報告は、<u>報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式により行う。</u></p> <p>(c) <u>消防機関への通報が殺到した場合の報告</u> 災害により、<u>消防機関への通報が殺到した場合、市は、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。</u> <u>この場合、即報の迅速性を確保するため、市消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で報告するものとする。</u></p> <p>(d) <u>県に報告することができない場合の災害発生の報告</u> 市が県に報告ができない場合の災害発生の報告先は、<u>内閣総理大臣（消防庁経由）とする。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。</u></p> <p>b <u>被害状況の報告及び通報</u> 応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、<u>応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるために必要な被害状況を把握することを主眼とする。</u></p> <p>(a) <u>伝達経路</u> <u>被害情報報告及び通報は、次の経路により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(県に報告できない場合)</p>  <p>※ 災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。</p>	

ページ	現 行	改正案	変更理由
<p>P 3 1 5</p> <p>P 3 1 6</p> <p>P 3 2 2</p>	<p>(略)</p> <p><u>様式 1 (略)</u></p> <p><u>様式 2 (略)</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 広域相互応援計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市における相互応援協力</p> <p>(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請 ア, イ (略) <u>ウ (新規)</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 避難計画</p>	<p><u>(b) 被害状況の報告等</u></p> <p>市は、人的被害の状況（行方不明者の数も含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。</p> <p>特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。</p> <p><u>(c) 人の被害についての即報</u></p> <p>市及び消防局が、災害による人の被害について情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>様式 1 削除</u></p> <p><u>様式</u></p> <p><u>別紙 2 のとおり</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 広域相互応援計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市における相互応援協力</p> <p>(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請 ア, イ (略) <u>ウ 市は、被災地に応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の派遣に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 避難計画</p>	<p>③</p> <p>③</p> <p>①</p>

ページ	現 行	改正案	変更理由																								
P 3 3 3	<p>建物破損，火災，土砂災害等の災害や二次災害から住民の生命，身体等の安全を確保するための避難対策は，市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要な計画である。</p> <p><u>避難準備情報</u>，避難勧告，<u>避難指示</u>（以下「避難勧告等」という。）の伝達や避難誘導は，防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速・的確に行わなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>第 1 要避難状況の早期把握・判断</p> <p>1 要避難状況の把握活動の早期実施</p>	<p>建物破損，火災，土砂災害等の災害や二次災害から住民の生命，身体等の安全を確保するための避難対策は，市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要な計画である。</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>，避難勧告，<u>避難指示（緊急）</u>（以下「避難勧告等」という。）の伝達や避難誘導は，防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速・的確に行わなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>第 1 要避難状況の早期把握・判断</p> <p>1 要避難状況の把握活動の早期実施</p>	②																								
P 3 3 3	<p>(1) 人的被害の発生するおそれが高まり，要配慮者のうち避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階には，避難所等への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）し，それ以外の者は家族等の連絡，非常用持出品の用意等，避難準備を開始するための<u>避難準備情報</u>を発令する。</p> <p>（略）</p> <p>第 2 避難勧告等の実施</p> <p>1 避難勧告等の実施責任者及び時期</p> <p>（略）</p>	<p>(1) 人的被害の発生するおそれが高まり，要配慮者のうち避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階には，避難所等への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）し，それ以外の者は家族等の連絡，非常用持出品の用意等，避難準備を開始するための<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>（略）</p> <p>第 2 避難勧告等の実施</p> <p>1 避難勧告等の実施責任者及び時期</p> <p>（略）</p>	②																								
P 3 3 4	<p>【<u>避難準備情報</u>の発令権者及び時期】</p> <table border="1" data-bbox="248 975 1099 1123"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>関係法令等</th> <th>対象となる災害の内容（要件・時期）</th> <th>対象</th> <th>内容</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	発令者	関係法令等	対象となる災害の内容（要件・時期）	対象	内容	とるべき措置	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>【<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令権者及び時期】</p> <table border="1" data-bbox="1135 975 1986 1123"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>関係法令等</th> <th>対象となる災害の内容（要件・時期）</th> <th>対象</th> <th>内容</th> <th>とるべき措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	発令者	関係法令等	対象となる災害の内容（要件・時期）	対象	内容	とるべき措置	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	②
発令者	関係法令等	対象となる災害の内容（要件・時期）	対象	内容	とるべき措置																						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																						
発令者	関係法令等	対象となる災害の内容（要件・時期）	対象	内容	とるべき措置																						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																						
P 3 3 8			②																								

ページ	現行	改正案	変更理由
P 3 4 9 P 3 5 2	<p>※ 避難の流れイメージ図</p>	<p>※ 避難の流れイメージ図</p>	

ページ	現 行	改正案	変更理由																																		
P 3 3 9	<p>第3 避難勧告等の伝達</p> <p>1 避難勧告等の伝達</p> <p>市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険区域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="250 341 1106 861"> <tr> <td>広報車による巡回</td> <td>市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。</td> </tr> <tr> <td>個別巡回による伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自治会への伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ等による伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>無線通信・有線通信設備等の活用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">信号等による伝達</td> <td><u>避難準備情報</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6 避難所等の開設、運営</p> <p>(略)</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 開設の方法</p> <p>(略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>この場合、避難所配置職員は福祉保健対策部と連携を密にし、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の理解と協力を得ながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れなどに努める。</p>	広報車による巡回	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。	個別巡回による伝達	(略)	自治会への伝達	(略)	テレビ・ラジオ等による伝達	(略)	無線通信・有線通信設備等の活用	(略)	信号等による伝達	<u>避難準備情報</u>	(略)	避難勧告	(略)	<u>避難指示</u>	(略)	<p>第3 避難勧告等の伝達</p> <p>1 避難勧告等の伝達</p> <p>市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険区域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 341 1993 861"> <tr> <td>広報車による巡回</td> <td>市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。</td> </tr> <tr> <td>個別巡回による伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自治会への伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>テレビ・ラジオ等による伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>無線通信・有線通信設備等の活用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">信号等による伝達</td> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示（緊急）</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6 避難所等の開設、運営</p> <p>(略)</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 開設の方法</p> <p>(略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>この場合、避難所配置職員は福祉保健対策部と連携を密にし、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の理解と協力を得ながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れなどに努める。</p>	広報車による巡回	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。	個別巡回による伝達	(略)	自治会への伝達	(略)	テレビ・ラジオ等による伝達	(略)	無線通信・有線通信設備等の活用	(略)	信号等による伝達	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	(略)	避難勧告	(略)	<u>避難指示（緊急）</u>	(略)	②
広報車による巡回	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。																																				
個別巡回による伝達	(略)																																				
自治会への伝達	(略)																																				
テレビ・ラジオ等による伝達	(略)																																				
無線通信・有線通信設備等の活用	(略)																																				
信号等による伝達	<u>避難準備情報</u>	(略)																																			
	避難勧告	(略)																																			
	<u>避難指示</u>	(略)																																			
広報車による巡回	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。																																				
個別巡回による伝達	(略)																																				
自治会への伝達	(略)																																				
テレビ・ラジオ等による伝達	(略)																																				
無線通信・有線通信設備等の活用	(略)																																				
信号等による伝達	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	(略)																																			
	避難勧告	(略)																																			
	<u>避難指示（緊急）</u>	(略)																																			
P 3 4 3	<p>(略)</p> <p>エ 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>この場合、避難所配置職員は福祉保健対策部と連携を密にし、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の理解と協力を得ながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れなどに努める。</p>	<p>(略)</p> <p>エ 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>この場合、避難所配置職員は福祉保健対策部と連携を密にし、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の理解と協力を得ながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れなどに努める。</p>	①																																		

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 3 5 0	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 警備活動計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害警備措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>警察機関が実施する次の避難誘導措置に際し、円滑に行われるよう必要な協力を行う。</p> <p>ア 避難誘導措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 高潮・浸水、火災等が広範囲で予想される場合や、キャンプ地等で孤立が予想される場合等は、<u>避難指示</u>を行う前でも、市長と協議の上避難するよう指導する。特に要配慮者に対し、早めの避難を指導する。</p> </div> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>また、飼い主に対して、所有者の明示の実施や避難所での飼養についての準備等の周知に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 警備活動計画</p> <p>(略)</p> <p>2 災害警備措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>警察機関が実施する次の避難誘導措置に際し、円滑に行われるよう必要な協力を行う。</p> <p>ア 避難誘導措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 高潮・浸水、火災等が広範囲で予想される場合や、キャンプ地等で孤立が予想される場合等は、<u>避難指示（緊急）</u>を行う前でも、市長と協議の上避難するよう指導する。特に要配慮者に対し、早めの避難を指導する。</p> </div> <p>(略)</p>	②
P 3 6 0	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第16節 交通確保、規制、障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>第 2 障害物の除去</p> <p>1 緊急輸送路の確保</p> <p>(1) 道路啓開のための車両等の移動</p> <p><u>道路管理者</u>は、放置車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため、緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを当該車両の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。</p> <p>(2) 道路区間の指定</p> <p>ア <u>道路管理者</u>は、道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが、指定した後であっても、被災状況等に応じて、適宜区間の追加、削除を行う。</p> <p>イ <u>道路管理者</u>が、道路区間の指定をするときは、あらかじめ、県公安委員会（当該地域を管轄する警察署）に当該道路区間及び指定</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第16節 交通確保、規制、障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>第 2 障害物の除去</p> <p>1 緊急輸送路の確保</p> <p>(1) 道路啓開のための車両等の移動</p> <p><u>道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。）</u>は、放置車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため、緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを当該車両の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。</p> <p>(2) 道路区間の指定</p> <p>ア <u>道路管理者等</u>は、道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが、指定した後であっても、被災状況等に応じて、適宜区間の追加、削除を行う。</p> <p>イ <u>道路管理者等</u>が、道路区間の指定をするときは、あらかじめ、県公安委員会（当該地域を管轄する警察署）に当該道路区間及び指定</p>	①

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 3 6 6	<p>の理由を通知しなければならない。</p> <p>なお、通知は書面で行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭で行い、口頭での通知を行ったときは速やかに書面を送付する。</p> <p>ウ 県公安委員会は、必要があると認めるときは、道路管理者<u> </u>に対して区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができる。</p> <p>また、国は特に必要があると認めるときは、指定区間以外の国道、県道及び市道に関し、道路管理者<u> </u>に対して道路の啓開を行うよう要請することができる。</p> <p>(3) 指定道路区間の周知</p> <p>道路管理者<u> </u>は、道路区間の指定をしたときは、当該指定区間の道路利用者に対して、道路情報板やラジオ等を利用し、当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。</p> <p>(4) 車両等の移動</p> <p>道路管理者<u> </u>は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者<u> </u>自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行う。原則として、車両等の移動は道路区間を指定した後に実施することになるが、周知と同時に行うこともできる。</p> <p>車両等の移動は、緊急車両の通行を確保するため最低1車線の通行を確保することとなるが、道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の状況等に応じて判断する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第18節 ライフライン施設・交通施設の応急復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>1 ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧を含む）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 下水道施設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 拡大防止対策</p> <p>・二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。</p> <p>・<u>(新規)</u></p>	<p>の理由を通知しなければならない。</p> <p>なお、通知は書面で行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭で行い、口頭での通知を行ったときは速やかに書面を送付する。</p> <p>ウ 県公安委員会は、必要があると認めるときは、道路管理者<u>等</u>に対して区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができる。</p> <p>また、国は特に必要があると認めるときは、指定区間以外の国道、県道及び市道に関し、道路管理者<u>等</u>に対して道路の啓開を行うよう要請することができる。</p> <p>(3) 指定道路区間の周知</p> <p>道路管理者<u>等</u>は、道路区間の指定をしたときは、当該指定区間の道路利用者に対して、道路情報板やラジオ等を利用し、当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。</p> <p>(4) 車両等の移動</p> <p>道路管理者<u>等</u>は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者<u>等</u>自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行う。原則として、車両等の移動は道路区間を指定した後に実施することになるが、周知と同時に行うこともできる。</p> <p>車両等の移動は、緊急車両の通行を確保するため最低1車線の通行を確保することとなるが、道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の状況等に応じて判断する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第18節 ライフライン施設・交通施設の応急復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>1 ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧を含む）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 下水道施設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 拡大防止対策</p> <p>・二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。</p> <p>・<u>迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立</u></p>	①

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 3 7 6	<p>・ <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第21節 食糧、飲料及び生活必需品等の供給計画</p> <p>(略)</p> <p>第3 飲料水等の供給</p> <p>(略)</p> <p>5 上水道、応急給水機器の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急給水機器保有数</p> <p><u>数値データ等の修正 (表略)</u></p> <p>(略)</p> <p>第 23 節 文教対策計画</p> <p>(略)</p>	<p><u>に努めるものとする。</u></p> <p>・ <u>動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、必要に応じ、関連事業者及び他自治体への支援要請を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第21節 食糧、飲料及び生活必需品等の供給計画</p> <p>(略)</p> <p>第3 飲料水等の供給</p> <p>(略)</p> <p>5 上水道、応急給水機器の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急給水機器保有数</p> <p><u>別紙3のとおり</u></p> <p>(略)</p> <p>第 23 節 文教対策計画</p> <p>(略)</p>	③
P 3 8 0	<p>2 応急対策の実施</p> <p>(1) 所管する学校等と連絡をとり、気象情報、通学路の状況及び公共機関の運行状況を基に、臨時休業・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校への<u>避難指示</u>及び関係機関への支援要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 24 節 廃棄物等の処理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理対策</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 倒壊家屋からのがれき類及び焼失家屋の焼け残り等</p>	<p>2 応急対策の実施</p> <p>(1) 所管する学校等と連絡をとり、気象情報、通学路の状況及び公共機関の運行状況を基に、臨時休業・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校への<u>避難指示 (緊急)</u>及び関係機関への支援要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 24 節 廃棄物等の処理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理対策</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 倒壊家屋からのがれき類及び焼失家屋の焼け残り等</p>	②
P 3 8 3	<p>ウ 倒壊家屋からのがれき類及び焼失家屋の焼け残り等</p> <p>・ 倒壊家屋・浸水家屋からのがれき類、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが、市の指定する場所に搬入する。なお、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合は、市が処理を行う。</p> <p>・ 建物等の解体現場では<u>アスベストや粉塵の発生防止に努めるとともに、有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行う</u></p>	<p>ウ 倒壊家屋からのがれき類及び焼失家屋の焼け残り等</p> <p>・ 倒壊家屋・浸水家屋からのがれき類、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが、市の指定する場所に搬入する。なお、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合は、市が処理を行う。</p> <p>・ 建物等の解体現場では①<u>アスベストや粉塵の発生防止に努める</u>、②<u>有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行う</u>、③可</p>	③

ページ	現 行	改正案	変更理由																				
P 3 9 1	<p style="text-align: center;"><u>とともに、可能な限りリサイクルを図る。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第27節 住宅の確保及び応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 応急住宅の提供</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>(略)</p> <p>ウ 建築基準</p> <p>建設基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="271 528 1099 775"> <tr> <td>1 規模</td> <td><u>1戸当たり29.7㎡以内</u></td> </tr> <tr> <td>2 構造</td> <td>木造平家建て（連続建て）</td> </tr> <tr> <td>3 費用</td> <td>1戸当たり<u>2,530,00</u>円以内（整地費，建築費，附帯工事費等一切を含む。）</td> </tr> <tr> <td>4 着工期限</td> <td>災害発生の日から20日以内に着工する。</td> </tr> <tr> <td>5 貸与期間</td> <td>原則として完成の日から特別な場合を除き最長2年3ヶ月以内とする。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	1 規模	<u>1戸当たり29.7㎡以内</u>	2 構造	木造平家建て（連続建て）	3 費用	1戸当たり <u>2,530,00</u> 円以内（整地費，建築費，附帯工事費等一切を含む。）	4 着工期限	災害発生の日から20日以内に着工する。	5 貸与期間	原則として完成の日から特別な場合を除き最長2年3ヶ月以内とする。	<p style="text-align: center;"><u>能な限りリサイクルを図る。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第27節 住宅の確保及び応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 応急住宅の提供</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>(略)</p> <p>ウ 建築基準</p> <p>建設基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1155 528 1984 775"> <tr> <td>1 規模</td> <td><u>知事が地域の实情，世帯構成等に応じて設定する。</u></td> </tr> <tr> <td>2 構造</td> <td>木造平家建て（連続建て）</td> </tr> <tr> <td>3 費用</td> <td>1戸当たり<u>5,516,000</u>円以内（整地費，建築費，附帯工事費等一切を含む。）</td> </tr> <tr> <td>4 着工期限</td> <td>災害発生の日から20日以内に着工する。</td> </tr> <tr> <td>5 貸与期間</td> <td>原則として完成の日から特別な場合を除き最長2年3ヶ月以内とする。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	1 規模	<u>知事が地域の实情，世帯構成等に応じて設定する。</u>	2 構造	木造平家建て（連続建て）	3 費用	1戸当たり <u>5,516,000</u> 円以内（整地費，建築費，附帯工事費等一切を含む。）	4 着工期限	災害発生の日から20日以内に着工する。	5 貸与期間	原則として完成の日から特別な場合を除き最長2年3ヶ月以内とする。	①
1 規模	<u>1戸当たり29.7㎡以内</u>																						
2 構造	木造平家建て（連続建て）																						
3 費用	1戸当たり <u>2,530,00</u> 円以内（整地費，建築費，附帯工事費等一切を含む。）																						
4 着工期限	災害発生の日から20日以内に着工する。																						
5 貸与期間	原則として完成の日から特別な場合を除き最長2年3ヶ月以内とする。																						
1 規模	<u>知事が地域の实情，世帯構成等に応じて設定する。</u>																						
2 構造	木造平家建て（連続建て）																						
3 費用	1戸当たり <u>5,516,000</u> 円以内（整地費，建築費，附帯工事費等一切を含む。）																						
4 着工期限	災害発生の日から20日以内に着工する。																						
5 貸与期間	原則として完成の日から特別な場合を除き最長2年3ヶ月以内とする。																						